

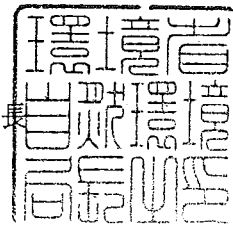


環自総発第1608041号

平成28年8月4日

〔各都道府県知事〕
〔各指定都市の長〕 殿
〔各中核市の長〕

環境省自然環境局長



動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について

今般、別添のとおり、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成28年8月4日環境省令第20号。以下「改正規則」という。）が告示され、平成28年9月1日から施行されることとされている。

このことについて、改正の趣旨及び改正の内容は、下記のとおりであるので、御了知の上、貴管下の動物取扱業者等への周知に格段の御配慮をお願いする。

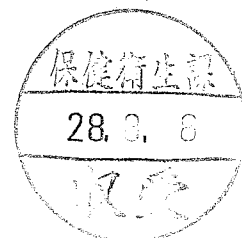
なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1. 改正の趣旨

動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「法」という。）第22条の5中「56日」とあるのは、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第79号。以下「改正法」という。）附則第7条第1項に基づき、改正法の施行日（平成25年9月1日）から起算して3年を経過するまでの間、「45日」と読み替えるものとされ、また、同条第2項に基づき、本年9月1日から別に法律で定める日までの間は、「49日」と読み替えるものとされている。

このため、改正規則において、動物の愛護及び管理に関する法律施行規則（平成18年環境省令第1号。以下「規則」という。）の様式第1別記中の「出生後45日」を「出生後49日」に変更するとともに、法第14条第1項に基づく変更届出を不要とする経過措置を設けることとした。



2. 改正の内容等

(1) 様式第1別記(項目1の実施方法)

規則に定める様式第1別記中、項目1の実施方法について、「出生後45日」を「出生後49日」に改めることとする。

なお、法第22条の5に基づき、犬猫等販売業者(販売の用に供する犬又は猫の繁殖を行うものに限る。)は、その繁殖を行った犬又は猫であつて、出生後49日を経過しないものについては、販売のため又は販売の用に供するために引渡し又は展示をしてはならないこととされていることから、販売日より前に販売の用に供するための引渡しを行う場合にあつては、49日を経過するまでの間は、引渡しが禁止されることとなることに留意されたい。

また、平成25年5月10日付け環自総発第1305101号当職通知「動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行について」第2の7(1)③に記載する下記事項についても、引き続き留意願いたい。

- ・ 「販売の用に供するための引渡し」には、他の販売業者への販売委託のための引渡し、オークション市場への持込み等が含まれる。
- ・ 「展示」には、繁殖業者において、親兄弟等とともに飼養している状況を購入予定者に見せる行為は含まれない。
- ・ 生まれた日は計算せず、生まれた次の日から1日として計算する。

(2) 経過措置

改正規則の施行の際現にある様式第1別記により使用されている書類等は、改正後の様式第1別記によるものとみなす。

したがって、改正規則により、様式第1別記中、項目1の実施方法が「49日」となることによる法第14条第1項の規定に基づく第一種動物取扱業の実施方法(様式第一別記)の変更については、その届出を不要とする。

3. 施行期日

平成28年9月1日

第一種動物取扱業の実施の方法

氏 名
 (法人にあつては、名称及び代表者の氏名)
 住 所 〒
 電 話 番 号

第一種動物取扱業の種別 販売業 貸出業

項 目	実 施 方 法
1 販売に供する動物の生育段階	<input type="checkbox"/> 哺乳類に属する動物について、離乳等を終えて、成体が食べる餌と同様の餌を自力で食べることができるようになった動物を販売 (ただし、犬又は猫については、出生後49日を経過した犬又は猫を販売) <input type="checkbox"/> その他 ()
2 販売又は貸出しをしようとする動物の状態	<input type="checkbox"/> 飼育環境の変化及び輸送に対して十分な耐性が備わった動物を販売又は貸出し <input type="checkbox"/> その他 ()
3 販売又は貸出しをしようとする動物の健康状態の確認の方法	<input type="checkbox"/> 2日間以上その状態(下痢、おう吐、四肢の麻痺等外形上明らかなものに限る。)を目視によって観察し、健康上の問題があることが認められなかった動物を販売又は貸出し <input type="checkbox"/> その他 ()
4 販売をしようとする動物の現在の状況を見せること並びに対面による当該動物の適正な飼養又は保管に必要な情報の提供及び顧客による確認方法	<input type="checkbox"/> 販売の契約に当たって、あらかじめ、当該販売に係る動物の現在の状況を直接見せるとともに、裏面①に掲げる動物の特性及び状態に関する情報を、顧客に対して対面により書面又は電磁的記録を用いて説明するとともに、当該情報提供を受けたことについて顧客に署名等による確認を実施(第一種動物取扱業者を相手方とする販売の場合は、一部の情報について必要に応じて説明) <input type="checkbox"/> その他 ()
5 動物の治療、ワクチン接種等に係る証明書の交付の方法	<input type="checkbox"/> 販売の契約に当たって、飼養・保管をしている間に疾病等の治療、ワクチンの接種等を行った動物について、獣医師が発行した疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書を顧客に交付 <input type="checkbox"/> 販売の契約に当たって、動物の仕入先から受け取った疾病等の治療、ワクチンの接種等に係る証明書がある場合に、これを顧客に交付 <input type="checkbox"/> その他 ()
6 貸出しをしようとする動物の特性及び状態に関する情報の提供の方法	<input type="checkbox"/> 貸出しの契約に当たって、あらかじめ、裏面②に掲げる動物の特性及び状態に関する情報を提供 <input type="checkbox"/> その他 ()
7 4の販売に係る契約時の情報提供及び顧客による確認並びに6の貸出しに係る契約時の情報提供の実施状況に係る記録台帳の保管の方法	<input type="checkbox"/> 5年間保管 <input type="checkbox"/> 犬猫等の個体に関する帳簿に記載 <input type="checkbox"/> その他 ()
備 考	

備 考

- 1 「その他」の場合は、内容を詳細に記入すること。
- 2 この書類の大きさは、日本工業規格A4とすること。

- ①
- イ 品種等の名称
 - ロ 性成熟時の標準体重、標準体長その他の体の大きさに係る情報
 - ハ 平均寿命その他の飼養期間に係る情報
 - ニ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
 - ホ 適切な給餌及び給水の方法
 - ヘ 適切な運動及び休養の方法
 - ト 主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
 - チ 不妊又は去勢の措置の方法及びその費用（哺乳類に属する動物に限る。）
 - リ チに掲げるもののほかみだりな繁殖を制限するための措置（不妊若しくは去勢の措置を不可逆的な方法により実施している場合を除く。）
 - ヌ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
 - ル 性別の判定結果
 - ヲ 生年月日（輸入等をされた動物であって、生年月日が明らかでない場合にあっては、推定される生年月日及び輸入年月日等）
 - ワ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
 - カ 繁殖を行った者の氏名又は名称及び登録番号又は所在地（輸入された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を輸出した者の氏名又は名称及び所在地、譲渡された動物であって、繁殖を行った者が明らかでない場合にあっては当該動物を譲渡した者の氏名又は名称及び所在地）
 - コ 所有者の氏名（自己の所有しない動物を販売しようとする場合に限る。）
 - ク 当該動物の病歴、ワクチンの接種状況等
 - ケ 当該動物の親及び同腹子に係る遺伝性疾患の発生状況（哺乳類に属する動物に限り、かつ、関係者からの聴取り等によっても知ることが困難であるものを除く。）
 - コ イからレまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項
- ②
- イ 品種等の名称
 - ロ 飼養又は保管に適した飼養施設の構造及び規模
 - ハ 適切な給餌及び給水の方法
 - ニ 適切な運動及び休養の方法
 - ホ 主な人と動物の共通感染症その他当該動物がかかるおそれの高い疾病の種類及びその予防方法
 - ヘ 遺棄の禁止その他当該動物に係る関係法令の規定による規制の内容
 - ト 性別の判定結果
 - チ 不妊又は去勢の措置の実施状況（哺乳類に属する動物に限る。）
 - リ 当該動物のワクチンの接種状況
 - ヌ イからリまでに掲げるもののほか、当該動物の適正な飼養又は保管に必要な事項